放射線除染業務委託(インフレスライド条項準用) 運用マニュアル(暫定版)

平成25年6月21日

福島市

はじめに

本資料は、東日本大震災において特に被災の大きい三県(岩手県、宮城県及び福島県。以下「被災三県」という。)における賃金等の急激な変動に対処するため、「福島市工事請負契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)運用基準」を放射線除染業務委託(以下「除染業務委託」という。)においても準用し「放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準」(以下「本基準」という。)を設けるものである。

本運用マニュアルは、東日本大震災の被災三県における急激な変動といった特殊な状況に対応 したものであり、協議において疑義が生じた場合には、設計積算担当課と必要に応じ相談等を行 い、円滑な執行に努めてください。

1 適用対象除染業務委託

- (1) 福島市内で実施されている除染業務委託であること。
- (2) インフレスライド条項の請求は、 2 (3)に定める残委託期間が 2 (2)に定める基準日から 2 ヶ月以上あること。
- (3) 発注者及び受注者によるスライドの適用対象除染業務委託の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時(賃金水準の変更が入札公告又は指名(見積)通知から契約締結までの間になされたものにあっては、契約を締結した時)とする。

・適用対象除染業務委託について

本基準は、先に発生した東日本大震災に伴う福島県における賃金等の急激な変動に対応する措置であり、適用対象除染業務委託は、福島市内の除染業務委託(本基準の施行時点で継続中及び今後の新規契約除染業務委託)のみとし、かつ、残委託期間が2ヶ月以上ある除染業務委託としている。

2請求日および基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日:スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議(以下「スライド協議」という。)を請求した日とする。
- (2) 基準日:請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残委託期間:基準日以降の委託期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残除染業務委託の委託期間が基準日(請求日から14日以内の範囲で定める。) から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

・基準日について

発注者と受注者が協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難い場合は、 請求日から14日以内の範囲で定める。

これにより難い場合とは、スライド協議請求後、基準日について発注者と受注者とが協議している際に、新たに賃金水準の変更がなされた場合等である。なお、この場合の基準日は、新たに賃金水準の変更がなされた日を基準日とする。

・残委託期間ついて

残委託期間については、基準日における契約委託期間の残委託期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により委託期間延期が明らかな場合には、その委託期間を考慮することができる。

3スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近 の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面(別紙様式1-1又は1-2)により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残除染業務委託の委託期間が新たな 基準日から2ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、1回を基本とする。

・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から7日以内に受注者に書面(別紙様式2)により通知する。

・実施フローについて

別紙1「放射線除染業務委託(インフレスライド条項)に伴う実施フロー」を参照すること。

4請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額(以下「スライド額」という。)は、 当該除染業務委託に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請 負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。

 $S_{\sharp} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$

この式において、S_増、P₁及びP₂は、それぞれ次の額を表すものとする。

S_増:増額スライド額

P1:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P₂:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP₁に相当する額 (P= (×Z)、:請負比率、Z:市積算額)

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

 $S_{ii} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減:減額スライド額

P₁:請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2:変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

(P= (xZ)、:請負比率、Z:市積算額)

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、福島市工事請負契約約款(以下「契約約款」という)第29条の「不可抗力による損害」に準拠し、委託業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変 動率により算定することができる。ただし、当該材料等の委託費全体に占める割合が大きい場合 は、別途考慮する。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5 残除染業務委託量の算定

- (1) 基準日における残除染業務委託量を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来形確認を行うものとすること。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残除染業務委託量についてはスライドの対象とすること。
- (3) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該業務 委託に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる除染業務委託量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

・出来形数量等の確認方法について

基準日における除染業務委託の出来形数量の確認については、本基準の5に基づき実施することを基本とする。

なお、先に発生した東日本大震災に伴う復旧・復興事業については、広域的な範囲で迅速かつ 確実な執行が求められることから、当面、受注者に「業務委託出来高内訳書」及び「実施行程表 付き業務委託履行報告書」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認でき ることとする。

また、数量総括表に対応した出来形数量については、次式により求めることができることとする(ただし、実施行程表は、基準日までに作成されたものとする。)。

出来形数量 = 基準日における設計数量x(基準日における実施済委託期間/実施行程委託期間)

本基準に基づくスライド請求を複数回行う場合、2回目以降の基準日における出来形数量の確認方法は、1回目の基準日における確認方法と原則同じ方法によるものとする。

・出来形数量等の確認時期について 発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

6物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、 受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価 資料等の基準日における価格を基礎とする。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料の委託費全体に占める割合が大きい場合は、 別途考慮する。

7変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができる。

・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量 を確認し、残除染業務委託量を受発注者間で確認すること。

8請求日及び基準日の特例

この基準の施行する直前の賃金水準の変更(平成25年4月5日の労務単価の改正)に基づき契約約款第25条第6項の規定に基づくスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間を考慮して、基準日はその賃金水準の変更がなされた日(契約の締結が賃金

水準の変更がなされた日以降のものにあっては、契約締結の日)とする。なお、スライド協議の請求は、残工事の工期が基準日から2ヶ月以上必要であり、かつ、この基準の施行日(この基準の施行日以後に契約を締結する工事は契約締結の日)から1ヶ月以内とする。

・スライド協議の申出について

請求日及び基準日の特例については、本基準の施行日以降、周知期間も必要であり、かつ、スライド協議を実施する上で必要な準備期間を考慮し、基準日を賃金水準の変更がなされた日(契約の締結が賃金水準の変更がなされた日以降のものにあっては、契約締結の日)とする。なお、請求に際しては、残除染業務委託の委託期間が基準日から2ヶ月以上必要であること、かつ本基準の施行日(本基準の施行日以降に契約を締結する除染業務委託は契約締結の日)から1ヶ月以内であることに留意すること。

・出来高の確認について

請求日から14日以内に基準日時点における出来形数量を確認し、数量総括表に対応して出来高を確認する。なお、出来形数量の確認方法については、5残除染業務委託量の算定によるものとする。

・実施フローについて

別紙2「放射線除染業務委託(インフレスライド条項)に伴う実施フロー」を参照すること。

参考: 工事請負契約約款第25条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

1 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000 分の15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準 とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定 め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

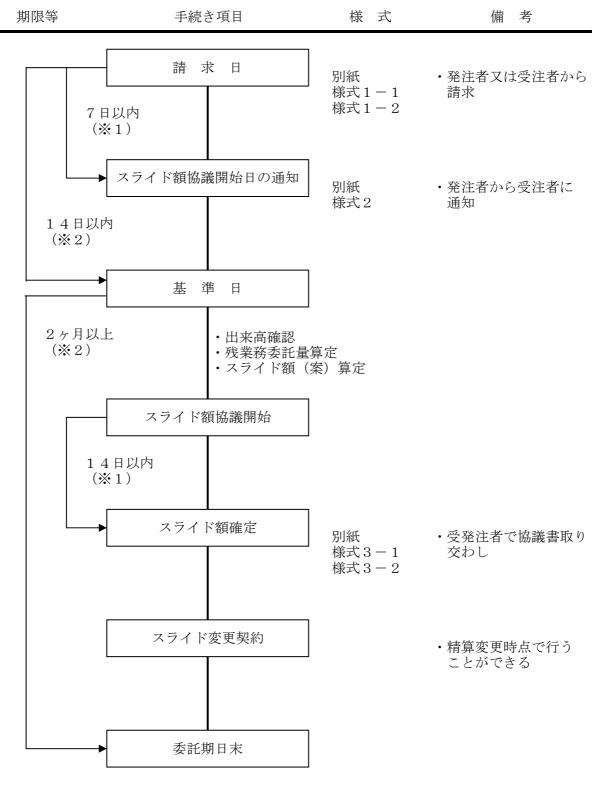
5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著 しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者 は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において 急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく 不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、 請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注 者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14 日以内に協議が整わ ない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

全体 スライド

> 単品 スライド

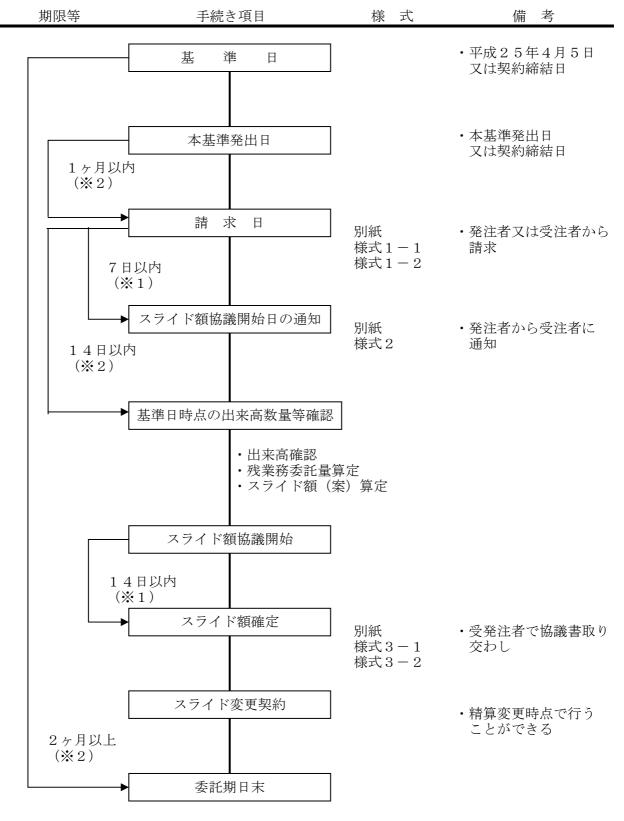
インフレ スライド



※1 契約約款で規定

※2 本基準又は本運用マニュアルで規定

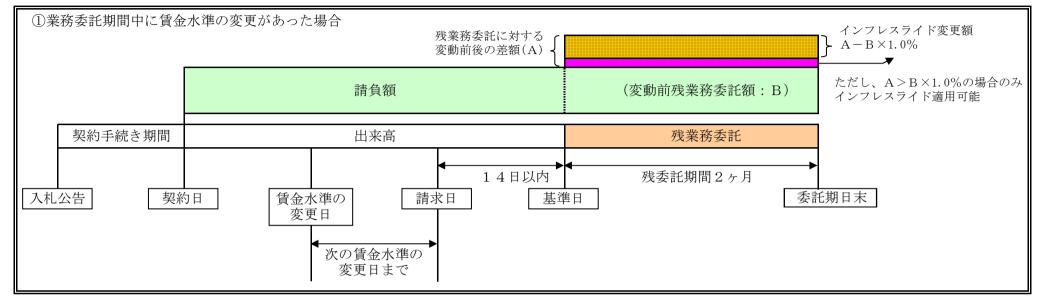
放射線除染業務委託 (インフレスライド条項) に伴う実施フロー <本基準 記8に規定する特例の場合>

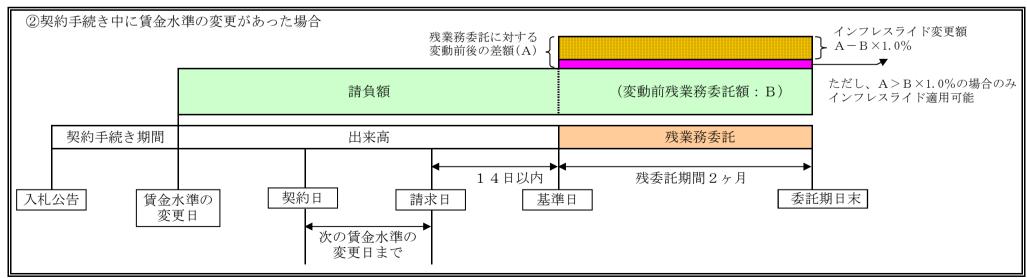


- ※1 契約約款で規定
- ※2 本基準又は本運用マニュアルで規定

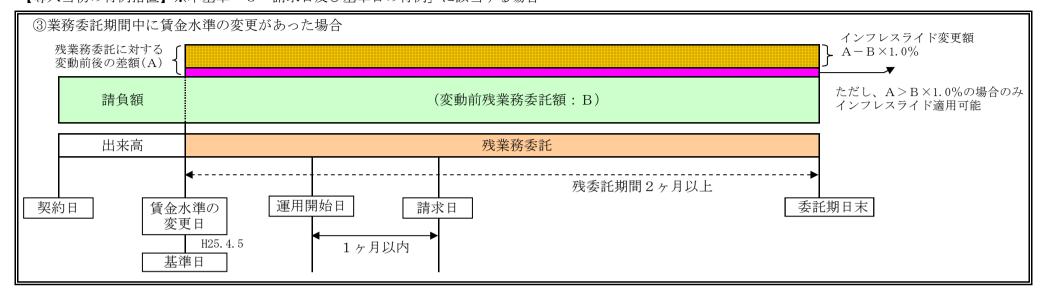
放射線除染業務委託おけるインフレスライド条項の適用フロー

【基本】





【導入当初の特例措置】※本基準「8 請求日及び基準日の特例」に該当する場合



年 月 日

福島市長

受注者

住 所

氏 名

印

放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づく請負代金額の変更について(請求)

年 月 日付けで契約締結した下記の業務委託については、労務単価等の変動により、 放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 委託名
- 3 委託場所 福島市
- 4 請負代金額 円
- 5 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 希望基準日 年 月 日
- 7 変更請求概算額 円
- 8 概算残業務委託代金額 円 (概算残業務委託代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)
- 9 添付資料 変更請求額及び概算残業務委託代金額の算定資料
- ※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

年 月 日

受注者

様

福島市長印

放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づく請負代金額の変更について(請求)

年 月 日付けで契約締結した下記の業務委託については、労務単価等の変動により、 放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づき請負代金額の変更を請求します。

記

- 1 契約番号 第 号
- 2 委託名
- 3 委託場所 福島市
- 4 請負代金額 円
- 5 委託期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 希望基準日 年 月 日
- 7 変更請求概算額 円
- 8 概算残業務委託代金額 円 (概算残業務委託代金額とは、請負代金額から希望基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額)
- 9 添付資料 変更請求額及び概算残業務委託代金額の算定資料

※今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題はない。

(担当: 部 課 Tel)

受注者

様

福島市長

放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づく協議の開始の日について(通知)

年 月 日付で請求があったこのことについて、放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づき、スライド額協議開始日を下記のとおりとします。

記

1 契 約 番 号 第 号

2 委 託 名

3 協議開始日 年 月 日

(担当: 部 課 配)

受注者

様

福島市長

放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づく請負代金額の変更について(協議)

年 月 日付で請求のあった放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づく請負代金額の変更について、同条7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 契 約 番 号 第 号
- 2 委 託 名
- 3 変更増 (減)額 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

(担当: 部 課 Ta)

受注者

様

福島市長印

放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づく請負代金額の変更について(協議)

年 月 日付で請求があった放射線除染業務委託(インフレスライド条項)運用基準に基づく請負代金額の変更について、同条7項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 契 約 番 号 第 号
- 2 委 託 名
- 3 スライド変更適否 スライドの適用が認められない
- 4 理 由 スライド額が対象業務委託費の1%を越えないため

(担当: 部 課 Tel)

スライド調書

契 約 番 号	第	号
委 託 名		
請負代金額		円(消費税含まず)
		円(消費税含む)
設計 金額		円(消費税含まず)
		円(消費税含む)
委託期日	年 月	日から
安配粉口	年 月	日まで
基 準 日	年 月	田
出来高額		円(消費税抜き)
残業務委託額(P ₁)		円(消費税抜き)
変更残業務委託額(P ₂)		円(消費税抜き)

賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

契約番号:第 号

委託名:

(単位:円)

請負代金額	出来高額	P 1	P ₂
(消費税含まず)	(消費税抜き)	(消費税抜き)	(消費税抜き)

スライド額(
$$S_{\pm}$$
) = P_2 - P_1 - (P_1 × $1/100$) = - (× $1/100$) = - P_1 - (P_1 × $1/100$)

(ただし、 $P_1 < P_2$)

 P_1 :請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 P_2 :変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額

スライド額 (税込み) = × 1.05 = 円

賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

契約番号:第 号

委託名:

(単位:円)

請負代金額	出来高額	P 1	P ₂
(消費税含まず)	(消費税抜き)	(消費税抜き)	(消費税抜き)

スライド額
$$(S_{ij})$$
 = P_2 - P_1 + $(P_1 \times 1/100)$ = + (X_i) + (X_i)

 $(t:t:l, P_1>P_2)$

 P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額 P_2 : 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額